

平成 29 年第 1 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年3月17日（金）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	3月17日 午前9時00分宣告（第4日）			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	8 番	黒 川 勝 好	9 番	中 村 英 子
	10番	佐 藤 茂	11番	奥 田 信 宏
	12番	吉 田 正 昭	13番	安 藤 洋 一
	14番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員	7 番	伊 藤 俊 一		

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	岡村 智彦	ふるさと振興課長	寺西 隆雄
	総 務 部	部 長	江上 文啓	次 長 兼 安 心 安 全 課 長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司	税務課長	鈴木 孝治
	民 生 部	部 長	橋本 浩之	次 長 兼 環 境 課 長	江場 満
		次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	伊藤 光彦	子 育 て 推 進 課 長	寺西 孝
		住民課長	鈴木 敬	保 險 医 療 課 長	寺本 章人
	産 建 設 業 部	部 長	志治 正弘	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	伊藤 保彦
		まちづくりに推進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 満	下 水 道 課 長	加藤 満政
	消 防 本 部	消 防 長	奥村 光司	次 長 兼 消 防 署 長	佐藤 安英
		総務課長	山田 靖		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	黒川 静一
		給食センター所長	伊藤 和孝		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 事 会 局	局 長	金山 昭司	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 選挙第3号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙
- 日程第2 議案第6号 蟹江町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第7号 蟹江町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第8号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第9号 蟹江町税条例等の一部改正について
- 日程第6 総務民生常任委員会所管事務調査報告
- 日程第7 議案第10号 町道路線認定について
- 日程第8 防災建設常任委員会所管事務調査報告
- 日程第9 議案第1号 平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第2号 平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第3号 平成28年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第4号 平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第5号 平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第11号 平成29年度蟹江町一般会計予算
- 日程第15 議案第12号 平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第13号 平成29年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第17 議案第14号 平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第18 議案第15号 平成29年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第19 議案第16号 平成29年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第17号 平成29年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第18号 平成29年度蟹江町下水道事業会計予算
- 日程第22 発議第1号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書の提出について
- 日程第23 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第24 選挙第3号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

本日は、平成29年第1回蟹江町定例会の最終日でございます。ご協力をよろしくお願いいたします。

お手元に、選挙第3号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」、発議第1号の意見書提出議案、各常任委員会の審査報告書及びび所管事務調査報告書、また、議員には、蟹江町男女共同参画プランの冊子、平成28年第4回定例会会議録の写し、防災建設常任委員には、総務民生常任委員会で配付されました議案第9号の関係資料が配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

本日の欠席は伊藤俊一君でございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 高阪康彦君

日程第1 選挙第3号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 金山昭司君

それではご提案を申し上げます。

選挙第3号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」。

海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行うものとする。

平成29年3月17日提出。

蟹江町議会。

組合規約第6条による議員1名、それから、同条ただし書きによる議員1名、本町からは2名の選出となっております。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、組合議会議員の任期満了に伴い必要があるからでございます。

なお、参考といたしまして、現議員でございますが、第6条による議員が戸谷裕治議員、ただし書きによる議員が上田喜久男議員でございます。

なお、任期につきましては、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間となっております。

よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、選挙第3号は精読にしたいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第3号は精読とされました。

なお、選挙第3号は、午前中の休憩時間に防災建設常任委員会を会議室で開催し、組合議会議員の選出をお願いします。また、選出がされましたら議長までご報告をお願いいたします。

○議長 高阪康彦君

日程第2 議案第6号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」

日程第3 議案第7号「蟹江町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部改正について」

日程第4 議案第8号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

日程第5 議案第9号「蟹江町税条例等の一部改正について」

を一括議題といたします。

本4件は、総務民生常任委員会に付託をされております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○総務民生常任委員長 松本正美君

それでは、総務民生常任委員会に付託されました4案件につきまして、去る3月6日に委員会を開催し、委員全員が出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

最初に、議案第6号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、個人番号はどのような業務において必要となるのかという内容の質疑がありました。これに対して、番号制度は税と社会保障、災害関係の三本柱で利用していく制度である。蟹江町で個人番号を利用できる業務を条例で定めており、他市町村もそれぞれ業務を限定しているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第6号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第7号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題と

いたしました。

審査に入ったところ、この条例の一部改正の要点はという内容の質疑がありました。これに対して、育児休業の対象となる子供の範囲の拡大と、部分休業としての介護時間を追加したことであるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第8号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、第2条関係で、消費税が10%に引き上げられた際の法人税割の税率の引き下げについて、現行の9.7%から今回6%に引き下げられるが、町税の税収減はどれぐらいになるのかという内容の質疑がありました。これに対して、27年度で試算すると約1億2,400万円の減収となるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、反対討論といたしまして、本議案は地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備の必要があり改正するものであるが、今回の地方税法の改正は消費税10%の増税を前提としたもので、軽自動車税や法人税に関して認められない問題がある。また、自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することでなされるべきであり、今回の改正においても消費税10%の増税と消費税を地方財政の主要財政に据えていく狙いと一体となっているため反対とするという内容の討論がありました。

これに対して、賛成討論といたしまして、今回改正する条例の主な内容は、住宅ローン控除及び軽自動車のグリーン化特例を延長し、法人税割の税率を変更し、軽自動車税の環境性能割及び種別割を規定するなど、所要の措置をするものである。町民が安心して暮らせる活力ある地域社会を、できる限り効果的・効率的につくっていくためにも、町税の税源確保は重要なものと考えため賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第9号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(1番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する、質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第6号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第7号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号「蟹江町税条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第9号「蟹江町税条例等の一部改正について」反対の立場から討論をいたします。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い規定の整備が必要であり改正しようとするのですが、そもそもこのたびの地方税法の改正は、消費税を平成31年10月から10%に増税することを前提としたものであることです。

議会に提案された条例は、軽自動車におけるグリーン化特例の1年延長は評価すべきものであります。しかし、基本的に消費税の10%への増税を前提としていること、軽自動車税や法人税に関し認められない問題があることから反対するものです。軽自動車税については、増税の際に自動車取得税を廃止することです。環境性能割が創設されていますが、より厳しい燃費基準である平成32年度達成車でも影響を受けるなど増税の範囲は広いと思います。

法人税に関しては、このたびの改正で地域格差が発生するとして法人住民税率を県税、また町税を引き下げ、その引き上げ分を国税に充て、地方交付税財源の規模を拡大しようとするものです。そもそも自治体間の税収格差の是正は財源保障と財政調整の両機能を強化することでなされるべきであり、今回の改正において消費税10%への増税と消費税を地方財政の主要財源に据えていく狙いと一体となっているものから反対するものです。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○12番 吉田正昭君

12番 吉田正昭です。

私は、この案につきまして賛成の立場から討論申し上げます。

今回の蟹江町税条例等の一部改正する条例の主な内容は、住宅ローン控除及び軽自動車税のグリーン化特例を延長し、法人税割の税率を変更するもので、国におきましても十分論議され議論を交わされ、税制改正が実施されたものです。

蟹江町としましても、国の税制改正の趣旨を酌み取り、町民が安心して暮らせる活力ある地域社会をつくっていくためには町税の税源確保は重要なものと考えられます。よって本案改正につきましては賛成いたします。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第6 「総務民生常任委員会所管事務調査報告」を議題といたします。

調査報告を求めます。

総務民生常任委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○総務民生常任委員長 松本正美君

総務民生常任委員長の松本でございます。

所管事務調査の報告をさせていただきます。

平成29年3月17日。

蟹江町議会議長 高阪康彦殿。

総務民生常任委員会委員長 松本正美。

所管事務調査報告書。

本委員会が行った下記の所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記。

本委員会は、去る平成27年7月6日の委員会において、3項目にわたる所管事務調査事項を決定し、調査を開始しました。このうち、地域包括支援事業の取り組みについては、このたびの結論に至ったため最終報告を行う。

調査の概要については次のとおりである。

1、調査事項。

地域包括支援事業の取り組みについて。

2、調査目的。

団塊の世代が75歳以上に到達する2025年には高齢者人口がピークを迎える。こうした高齢化社会の中、介護と医療へのニーズがますます高まる一方で、高齢者一人一人暮らしや夫婦のみ世帯の増加により、家族の介護力の低下が懸念され、地域での包括的な支援が重要性を帯びてくる。

本委員会では、高齢者及びその家族が安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、地域包括支援事業に関する取り組みの充実に資するため、調査研究する。

3、調査経過。

平成27年7月6日 委員会討議 (所管事務調査項目の決定)

平成27年7月30日 委員会討議 (執行部から聞き取り)

平成27年9月7日 (会期中) 委員会討議 (他市町村の現状について研究)

平成27年10月14日 町内地域包括支援センターの視察
平成27年12月4日（会期中）委員会討議（調査の進め方について協議）
平成28年1月26日 委員会討議（調査内容についての協議）
平成28年3月7日（会期中）委員会討議（視察先について協議）
平成28年6月9日（会期中）委員会討議（視察調査内容についての協議）
平成28年7月11日 愛知県東海市の視察
平成28年7月27日 委員会討議（地域包括支援事業について協議）
平成28年8月9日 委員会討議（執行部から聞き取り）
平成28年9月6日（会期中）委員会討議（中間報告について協議）
平成28年12月6日（会期中）委員会討議（今後の進め方についての協議）
平成29年2月17日 委員会討議（調査結果をまとめ）
平成29年3月6日（会期中）委員会討議（最終報告について協議）

4番目、調査状況。

（1）当町の現状。

ア、年齢階層別人口・高齢化率の推移であります。

これは、人口問題研究所の推計によります、団塊の世代が全て75歳以上になる平成37年までの人口推計で見ると、総人口は少し減少傾向にあるものの年少人口は減少。それに対して高齢化人口は増加し、高齢化率は26.6%です。蟹江町では、2025年には75歳以上の団塊の世代がピークを迎えます。次の団塊ジュニアが65歳を迎える平成52年には高齢化率が33.6%と推計されています。早い時期からの介護予防の普及の取り組みが求められているところであります。

次に、イ、地域包括支援センター。

（ア）として概要です。

平成18年4月1日の介護保険の改正に伴い創設された機関で、当町には高齢者の総合相談窓口として2カ所の地域包括支援センターを設置している。地域包括支援センターでは保健師（または看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の3つの専門職種が高齢者の支援を行う。センターの運営は、町が社会福祉法人等に委託している。

1つは、蟹江川東地域を東地域包括支援センター、社会福祉法人カリヨン福祉会。

もう一つは、蟹江川西地域、西地域包括支援センター、医療法人宝会セーヌであります。

（イ）事業内容。

事業内容は、大きく分けて総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つで構成されている。

（ウ）相談件数であります。

当町は2カ所の地域包括支援センターの相談件数は、平成27年度で見ると、東地域包括支

援センターが1,844件、西地域包括支援センターが2,859件で4,703件の相談がありました。21年度から比べると1,408件の増で、今後、高齢化とともに相談件数の増加傾向が予想されるところであります。

(2) 近隣市における地域包括支援事業の現状分析ということで、各委員による調査をいたしました。

愛西市であります。取り組みといたしまして協議会を立ち上げ、センター運営を審議。効果といたしまして、協議会が機能を評価することで、複数のセンター間の差異をなくすことができる。

続きまして高浜市であります。

取り組みといたしまして、福祉サービスの窓口を一つに統合。在宅生活の支援拠点を設置。大学への委託による公私協力方式での事業展開。

効果としては、制度の枠にとらわれないワンストップサービスの提供であります。

もう一つ、取り組みといたしまして、市民後見人養成研修の実施。

効果といたしまして、高齢者の権利擁護、地域住民の理解につながる。

もう一つの取り組みといたしまして、広域連携事業の推進。

効果といたしまして、運営上の課題を共有。ネットワークづくりであります。

続きまして稲沢市であります。

稲沢市の取り組みといたしまして、市内6カ所にセンターを設置し、中核機関としての総合的なサポートを実施。

効果といたしまして、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる地域ケアの実現であります。

続きまして、弥富市。

取り組みといたしまして、海南病院に委託。

効果といたしまして、医療と介護のシームレスな提供体制の構築であります。

続きまして、名古屋市。

取り組みといたしまして、名称「生き生き支援センター」。

効果といたしまして、わかりやすいネーミングによる地域住民の認知向上であります。

続きまして、3番目、当町の地域包括支援事業における課題であります。

アといたしまして、施設名称のわかりにくさ。

地域包括支援事業を進めていく上では、地域包括支援センターが重要な役割を担うが、現在の名称ではどのような機関なのかわかりにくい。

イ、認知度の低さ。

支援の必要な方の相談が地域包括支援センターに入ってくるような仕組みづくりと、町民への周知のための取り組みを進めるべきである。

ウ、総合相談窓口体制の確立。

東西2カ所の地域包括支援センターを統括する総合相談窓口体制が確立されていない。

エ、認知症施策の推進。

当町の認知症患者数は、平成29年2月17日現在505人であり、今後も増加することが見込まれている。認知症高齢者が住みなれた地域で自分らしく生き生き暮らし続けられる優しい地域づくりのための施策を推進していくことが求められている。

オ、社会資源の確保。

介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向け、住民グループ等との連携やボランティア等の社会資源の確保が必要である。

カ、医療と介護の連携強化。

平成30年4月までの在宅医療・介護連携推進事業実施を目指し、在宅医療と介護連携を進めていくためには、病院、医療・福祉機関やそこに従事する多職種との連携を強化していくべきである。

キ、24時間体制の確保。

24時間体制の在宅医療については、医師会との連携による協力や訪問看護の担い手確保等、在宅医療を提供する体制整備が求められている。

ク、地域の問題点の把握。

多重介護や老老介護などがふえるにつれ、家族の介護力の低下が懸念されている。家族を孤立させないために、問題点を把握し、地域での包括的な支援を進めていくことが今後ますます重要となってくる。

5番目、委員会の提言。

以上調査研究の結果から、総務民生常任委員会として次のとおり、地域包括支援事業の取り組みについて提言を行う。

(1) 総合相談窓口体制の確立。

地域包括支援センターが町民に親しみやすい施設となるよう名称を変更し、東西2カ所を統括する総合相談窓口の整備により、ワンストップサービスの実現と相談体制の構築に努めることを求める。また、地域ケア会議により東西のセンター間の差異をなくし、質の向上を図ることをあわせて求める。

(2) 認知症施策の推進。

町民の認知症について正しい理解と認識を深められるよう周知・啓発を積極的に行い、支援する側の体制を充実させるために取り組むことを求める。

(3) 社会資源の確保。

ボランティアやサポーターを養成する講座の開催等により人材確保に努め、その活動を支えとともに、さまざまな社会資源の把握とそれらの情報管理を進めることを求める。

(4) 医療と介護の連携強化。

24時間、365日、切れ目のないサービスを30分以内に提供し、多岐にわたる相談に対していくためには、ICT活用による医療と介護の情報共有を確立し、シームレスな体制を構築することを求める。

(5) 地域の支え合い。

地域包括支援事業を行政だけで展開することは困難であり、地域との連携が必須である。高齢者やその家族が住みなれた地域で安心して暮らすために、地域資源を生かした事業者との連携と住民同士の交流の場の提供など、地域で見守り支え合う仕組みづくりを整備することを求める。

以上、地域包括支援事業の取り組みについて委員会の提言報告といたします。

なお、視察報告資料も添付されていますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、総務民生常任委員会の所管の事務調査の委員会報告を終わります。

ご清聴、大変にありがとうございました。よろしく願いいたします。

(1 番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

○議長 高阪康彦君

日程第7 議案第10号「町道路線認定について」を議題といたします。

本案は防災建設常任委員会に付託をされております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 戸谷裕治君、ご登壇ください。

(6 番議員登壇)

○防災建設常任委員長 戸谷裕治君

皆さんおはようございます。

まず、防災建設常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る3月6日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第10号「町道路線認定について」を議題としました。

審査に入ったところ、県道・町道の道路の格上げ、格下げの基準はあるのかという内容の質疑がありました。これに対して、県道の路線が重複するところなどを県と町とで見直しのため協議しているという内容の答弁がありました。

次に、今回、町道に格下げになった道路は、佐屋川に橋をかけ西尾張中央道につながる話を聞いたことがあるが、町道に降格ということで、その計画はなくなるのかという内容の質疑がありました。これに対して、平成19年に二ツ屋橋の改築に合わせ、前波から名古屋市境

までに区域変更し、西尾張中央道につなぐ計画はなくなったという内容の答弁がありました。

次に、地図には幅員が3.7メートルから35.4メートルとなっているが、どういう意味かという内容の質疑がありました。これに対して、35.4メートルになっている場所は二ツ屋橋をかける際に、前波地区の右岸堤の堤防を補強するための区域として35.4メートルの幅員が必要だったためであるという内容の答弁がありました。

次に、県道から町道に降格になることに伴い、将来において負担がふえる。どのように考えているのかという内容の質疑がありました。これに対して、県道から町道へ格下げされる際には、当面維持管理費がかからないように整備をさせていただいている。逆に、町道でも広域にわたる道路については、県道への格上げを要望しているところであるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第10号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上で報告にかえさせていただきます。

(6番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する、質疑、討論、採決を行います。

日程第7 議案第10号「町道路線認定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第8 「防災建設常任委員会所管事務調査報告」を議題といたします。

調査報告を求めます。

防災建設常任委員長 戸谷裕治君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○防災建設常任委員長 戸谷裕治君

それでは、防災建設常任委員会の所管事務調査についてご報告申し上げます。

蟹江町議会議長 高阪康彦殿。

防災建設常任委員会委員長 戸谷裕治。

所管事務調査報告書。

本委員会が行った下記の所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

本委員会は、去る平成27年7月10日の委員会において、2項目にわたる所管事務調査事項を決定し、調査を開始した。このうち、空き家等対策については、このたびの結論に至ったため最終報告を行う。

調査の概要については次のとおりである。

1、調査事項。

空き家等対策について。

2、調査目的。

少子・高齢化や人口減少等により全国的に空き家が増大しており、適切に管理されずに管理不全となった空き家等は、衛生・景観の悪化、防災・防犯性の低下等、周辺への悪影響が懸念されている。当町も例外ではなく、空き家等が引き起こす問題への対策を講じる必要性が生じている。本委員会では、町民の安全で安心な暮らしを確保するため、空き家等の対策について調査研究する。

3、調査経過。

平成27年7月10日 委員会討議（所管事務調査項目の決定）

平成27年8月21日 委員会討議（調査予定について協議）

平成27年9月7日 委員会討議（執行部から聞き取り）

平成27年11月24日 町内現地調査を実施

平成27年12月4日 委員会討議（執行部から聞き取り）

平成28年1月15日 委員会討議（執行部から聞き取り）

平成28年2月18日 愛知県犬山市の視察

平成28年3月7日 委員会討議（調査予定について協議）

平成28年5月19日 委員会討議（所管事務調査中間報告の内容確認）

平成28年6月9日 委員会討議（執行部から聞き取り）

平成28年9月6日 委員会討議（執行部から聞き取り、町内現地調査）

平成28年12月6日 委員会討議（執行部から聞き取り）

平成29年2月17日 委員会討議（調査結果のまとめ）

平成29年3月6日 委員会討議（最終報告について協議）

4、調査状況。

(1) 空き家の現状ということで、全国の表を添付いたしております。

これを見ていただきますと表でわかりますように、全国で空き家が大変ふえております。

イ、当町の空き家等実態調査結果。

これも、その後に調査の数字が多少変動しているというぐあいな報告は受けております。

まず、イの項目、机上調査による抽出。

件数1,097件。備考といたしまして、課税及び水道使用データより。

現地調査での結果。

件数116件。机上調査により抽出した1,097件を現地調査した結果空き家と断定された建物116件、空き家と断定できない建物646件、空き家ではない建物335件。こういうぐあいにまちづくり推進課のほうから平成28年に報告を受けております。

(2) 当町の空き家等対策案。

平成28年度に空き家等実態調査・アンケート調査を実施。実態調査とアンケート調査の解析により空き家カルテを作成。空き家等対策計画の策定。協議会の設置。所有者等の意向調査。適切な管理の促進。

(3) 空き家対策における課題。

ア、多部局にわたる問題への対処。

空き家は、建物の倒壊、破損、樹木の越境、雑草の繁茂等を誘発し、悪臭や病害虫の発生等を招き、著しく衛生や景観を悪化させる危険性がある。また、防災・防犯性の低下も懸念される。こうした空き家の引き起こす問題に対しては所有者が対応することが原則であるが、対応を促しても遅々として進まない場合が想定されるため、横断的な連携を図り、早急に対処することを求められている。

イ、情報の収集・提供。

空き家の発生する背景には、所有者が抱えるさまざまな要因がある。世帯の高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化により、地域レベルでの管理が困難になってきている。所有者等の実態や意向の調査を行い、状況を正確に把握することが重要である。また、空き家に関する認識不足が空き家の増加にもつながっていることから、町民への啓発を行い、空き家発生抑制や適正管理を促すような情報提供ができるよう努めなければならない。

ウ、相談体制の構築。

管理不全な空き家を発生させないため、所有者や近隣住民からの相談に対応できる体制を整備し、適正管理をサポートできるよう仕組みづくりが求められている。

5、委員会の意見。

机上調査により抽出された空き家は建物が中心だと思うが、現地調査では、建物だけでなく道路等に越境している樹木等も調査してはどうか。

実態調査の後、平成30年度をめどに協議会を設置するという説明だが、今現在起きている

問題に対して、一刻も早く対処できるよう並行して進めていくべきではないか。

協議会の設置を早くお願いしたい。

苦情がないから危険ではないということではない。早いうちに対処していただきたい。

空き家等が引き起こす問題は多部局にわたるため、横断的な連携をとって対処していくべきである。

本調査を進める中で、担当部局を通して町内にある危険空き家の改善が図られた。今後もより一層、対策を強化していただきたい。

6、委員会の提言。

以上の調査研究の結果から、防災建設常任委員会として次のとおり、空き家等対策についての提言を行う。

(1) 協議会の設置。

空き家等に対する措置が迅速に実施されるよう、地域や民間と連携を図り、協議会の設置と空き家等対策計画の策定を早急に進める。空き家等対策の推進に関する特別措置法のほか、関係法令による多面的な対策を講じ、空き家等が引き起こす問題を解決することを求める。

(2) 空き家の適切な管理・利活用。

空き家バンクの開設を検討し、関係機関との連携を図って空き家の適切な管理及び利活用を推進する。また、民間の空き家を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世代等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティーネット機能を強化するための、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定された。今後も増加が見込まれる住宅確保要配慮者に対し、空き家等を活用した住宅セーフティーネット機能の強化に取り組むことを求める。

(3) 管理不全な空き家の未然防止。

管理不全な空き家の発生を抑制するための予防策として、情報の収集・提供に努め、建物による危険だけでなく衛生面や防犯性の面など周囲へ及ぼす影響も正確に把握する。そして、所有者や近隣住民からの相談を受けられるよう窓口を一本化し、横断的な連携をとりながら相談体制を構築し、住民に空き家の実情や町による対策・支援を啓発し、適正な管理を促すことを求める。

5、6 ページは参考資料ですので、お目通しのほどをよろしくお願い申し上げます。

防災建設常任委員会の空き家等対策の所管事務調査報告と委員会の提言を終わらせていただきます。

以上で終わります。

(6 番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

○議長 高阪康彦君

日程第9 議案第1号「平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第1号「平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」に反対の立場から討論いたします。

この補正予算には、個人番号カード交付事業が含まれた補正であり、一般質問でも質問させていただきましたが、この事業制度は、徴収強化と社会保障給付抑制を目的に国が国民の情報を厳格に把握することを狙った仕組みであり、国民を監視する手段であると思います。よって、社会保障・税番号整備事業、また、個人番号、いわゆるマイナンバーカード交付事業には当初から反対でありますので、この補正予算にも反対をいたします。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

私は、「平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」について賛成の立場から討論申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳出の補正として、人件費等の減額、土地取得会計からの土地の買い戻しや財政調整基金積立金、公共施設整備基金積立金の増額に加え、平成29年度への繰り越し事業となる国の平成28年度第2次補正予算に伴い計上された小学校整備事業、観光交流センター（仮称）須成祭ミュージアム整備事業が主な補正となっています。

また、歳入の補正としては、町税、特に固定資産税及び地方交付税の増額、精算を見込んだ国の国庫支出金や県支出金、地方消費税交付金及び財政調整基金繰入金の減額など年度末を締めくくる内容に加え、次年度への繰り越し事業に係る国の交付金及び地方債の増額があり、総額で5億1,231万6,000円の増額補正となっています。

今回の提案されている補正予算は、当初、28年度、29年度の2カ年計画であった小学校の普通教室への空調設置工事が、国の第2次補正に伴い計上された学校施設環境改善交付金の活用に伴い前倒しして計上されたものであり、児童の教育環境向上につながる必要不可欠な事業であると考えます。

また、観光交流センター（仮称）須成祭ミュージアム整備事業につきましても、国の第2次補正に計上された地方創生拠点整備交付金を活用し実施されるものであり、須成祭が山鉾屋台行事の一つとして昨年12月ユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受け、伝統ある祭りを次世代へつなげられる拠点となり、かつ、町の新たな観光拠点としても期待される必要不可欠な事業であると私は考えております。

さらには、年度末の財政調整基金残高については、前年度末と比較すると2億円ほど減少する見込みであるものの、その分を将来の公共施設整備のための特定目的基金である公共施設整備基金へ積み立てを行うなど、町が健全な財政運営を図っていることもわかります。

町政の発展を将来にわたり持続可能なものとなるよう、今まで以上に健全な財政を堅持することを要望し、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、議案第1号「平成28年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」についての賛成討論といたします。

よろしく申し上げます。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

（発言する声あり）

起立多数なので原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第10 議案第2号「平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第11 議案第3号「平成28年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第12 議案第4号「平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第13 議案第5号「平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第14 議案第11号「平成29年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月13日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に反対討論の発言を許します。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

「平成29年度蟹江町一般会計予算」につきまして反対の立場で討論をさせていただきます。

この反対理由でありますけれども、本予算に計上されております一つの事業についての反対の意思表示であります。

それは、JR蟹江駅の橋上駅舎整備工事負担金とそれにかかわる費用であります。

これは、昨年6月の定例会で関連予算が計上されました。そのときにも反対の意思表示をしてあるものです。本来なら、一般会計全体ではなくて1事業に対する反対でありますから修正案というものを提案すべきだというふうには思いますけれども、この関連事業費というのが、今も申し上げましたように、既に昨年6月に予算計上されまして賛成多数で可決されているところでもありますから、修正案が通るというふうには考えられませんので、あえて修正案の方法というのとはらずに反対表明ということでこの事業に対して行うということでもあります。

その理由に対しては昨年6月に長々と皆さんに説明させていただいたところですが、1つだけ加えてというか、重複するかもしれませんが、この事業の根本的な問題点ということを指摘したいと思うんです。

これは、もともとのことを考えてみますと、JRの蟹江駅に北の改札口が1カ所欲しかった。これは住民要望もありますので1カ所欲しかった。そして、階段が大変なのでエレベーター等のバリアフリーがしてほしいという、そういう必要性があったということは事実でありましたので、その必要性を解消しようとしたものだというふうに捉えておりますけれども、この解消のために、約26億円、7億円、30億円ですかね、全体的に。大ざっぱに言えば30億

円もかけなければ北の改札口の1カ所と駅のエレベーターができないというJRの主張があったということでありました。このJRの主張というのが本当におかしい主張だなと。非常に経済的な、また、そして金銭的な常識が欠けているんじゃないかなと思うような主張ではないかなというふうに思います。

そして、それを受け入れる町側ですけれども、それを受け入れて実行する町長のほうも、この金銭的な感覚、常識っていうのはどうなんだろうかなというふうに私は考えます。必要とされている北改札口の1カ所の工事、そしてまたエレベーターをつけるというようなことだけで、そのような予算の範囲で済むことを、大金をかけて駅舎をつくるといった過剰投資であるということは、これは根本的な問題だというふうに考えております。必要以上に税金を投入するというふうに受けとめております。

町の現実の財政状況ですけれども、これは、財政状況はやっていけると言えばやっているという話になるんですけれども、蟹江町の公共施設等総合管理計画というのを今議会でも、その案を提案されておりますけれども、ここの中に書かれておりますが、今現在でも蟹江町は厳しい財政状況の中で、公共施設に対する建設費は抑制している状況ですというふうに書かれております。これ書かれるまでもなく、またみんな思っているわけですね。非常に抑制した状況の中で蟹江町は運営をしてきているという現実があります。ですから、必要な施設や必要なところにお金が回ってっていないという現実もあるわけです。そして、つくっている公共施設も非常に中途半端な感じが多くて、十分にその役割を果たせないものも結構あるわけです。

このような財政状況の中にあって、必要とはいえ、そこに必要度に比べれば非常に大きな過剰な投資と言わざるを得ない投資をするということについて反対であります。

そしてまた、これが将来の投資であるというようなことが言われましたけれども、どこがどのように投資になるのかっていう具体的な道筋は全く見えておりません。この事業の提案した後に、追加的に後づけで駅南の調整区域をまた足がかりにするような話も出たり、周辺全体を巻き込んだ開発を行うというような方向性も一部話として出ていますけれども、それが10年後のことなのか15年後のことなのか、全くその計画性について見通せない状態になっておりますので、このようなアンバランスの中で、そこに、一つの駅舎に大金を投入するということについて反対であると、そのようなことが反対理由として申し上げておきます。

以上を申しまして、平成29年度の蟹江町の一般会計予算についての反対を申し上げます。

○議長 高阪康彦君

では、次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

私は、「平成29年度蟹江町一般会計予算」についての賛成の立場から討論を申し上げます。平成29年度蟹江町一般会計当初予算につきましては、経常経費を中心とした骨格予算とは

いうものの、過去最高の総額99億4,113万6,000円を計上しています。しかし、この予算総額の内容につきましては、12月議会協議会においても、当局より説明がありました平成29年度から新たに企業会計化される下水道事業における当分の間の事業運営資金のための一般会計から5億円出資するものであり、安定した下水道事業の経営の確保に必要なものであります。

また、平成28年度6月補正において債務負担計上され、議会においても承認しましたJR蟹江駅自由通路等整備事業に係る予算や、児童が安心して生活できる環境を整え、かつ保育所の受け入れ機能を充実するための須成保育所改修工事にかかわる予算、3歳未満児の保育の充実を図るため平成29年度から新たに開設されるキッズガーデンカリヨンの杜や、認定こども園蟹江幼稚園への民間保育所運営費の補助などを29年度の当初予算に計上したためであり、どれも必要不可欠なものであると考えます。

さらには、議会ICT推進事業にかかわる予算も計上されており、1人の議員といたしましても、町民に開かれた議会を目指し、町民サービスの向上につながるような議会運営となるように進めていかなければならないと考えております。

財政状況は予断を許さない状況ではありますが、堅実な歳入の確保と事務事業の推進を願い、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、議案第11号「平成29年度蟹江町一般会計予算」についての賛成討論といたします。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

私も、「平成29年度蟹江町一般会計予算」に反対の立場から討論させていただきます。

平成28年度の一般会計補正予算（第6号）にも反対しましたように、この議案にも、先ほど申し上げた社会保障・税番号整備事業、また、個人番号カード交付事業に関しただけでも反対であります。予算全体でも、やはり今日における社会状況に的確に応えた予算ではないと思うことであります。

今、住民の現状はどうなっているのか、国の予算はどうなっているのか、国についても、消費税10%の増税を前提としており、社会保障改悪などに要する負担を国民に押しつけるものとなっており、格差は拡大して子供の貧困も深刻であります。子供の相対的貧困率の調査も行われており、結果も公表され、それを受けた総合的な子供の貧困対策を町でも推進されることに期待をいたします。

その一方、大企業には優遇税制を行い、中小企業、個人事業者にとっては厳しいのが現状です。そのため、町民税や国保税が納められなくなり滞納してしまいます。この現状に応えるのが町であり、その予算全体に、この状況に応えた予算になっていないと思うわけでございます。

子育て事業にとっても3歳未満児の保育充実を図る施設は評価できるが、保護者の軽減負担をもっと図るべきと考え、保育料の引き下げも必要であると思います。

また、福祉事業につきましても、地域包括ケアシステムを構築するとして、要介護状態になって在宅を勧めて、社会保障給付費を抑制するとした事業であると考えます。

このような現状から、一般会計予算には国の政策に追随する予算であり、住民に対する配慮に欠く内容となっていると判断し、高齢者に優しい、子育てしやすい蟹江町を要望しまして「平成29年度蟹江町一般会計予算」に反対させていただきます。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第15 議案第12号「平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月13日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に反対討論の発言を許します。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

私は、議案第12号「平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」に反対する立場で討論をさせていただきます。

蟹江町における国民健康保険事業は、保険税そのものは他市町村に比べて高い状況ではないわけですが、結果として国民健康保険に加入している皆さんが大変な思いをしております。このたび、たび重なる改悪で国や県の国保会計に対する補助金の大幅削減にあると考えております。このような現状から、全国的にも国民健康保険が行き詰まっていて、蟹江町もその実態であり、30年度から都道府県化も予定されております。

国の政策を補って住民の福祉を守り向上させる、このような立場が本来の地方自治のあるべき姿だと思います。行政改革に追随し国保税の徴収を強化するという状況があるわけで、まさに住民いじめの結果とした内容になっているわけでございます。よって、「平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」に反対をさせていただきます。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂です。

私は賛成の立場から討論いたします。

平成29年度の予算内容は、対前年比2.98%ほどの増額が見込まれております。歳入面では前期高齢者交付金を初め県支出金が伸び、歳出面で見ますと、保険給付金が伸びております。今後は生活習慣病の早期発見、重症化を未然に防ぐための特定健診の受診率の向上を一層深め、住民の健康増進と増大する医療費の抑制に努めていただくよう要望し本案に賛成いたします。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第16 議案第13号「平成29年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月13日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第17 議案第14号「平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月13日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に反対討論の発言を許します。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第14号「平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

介護保険制度が始まって16年が経過し制度は浸透してきたと思われませんが、制度そのもの

は当初の理想から大きく後退を始めています。要支援1・2を介護保険から外し、自治体蟹江町に任せる総合事業が開始される予算であります。要支援を外したばかりなのに早くも次に要介護1・2と、要介護者が一番多く存在する領域を介護から外そうとしております。要支援者に対してはしっかりしたケアをすることで、それ以上進行しないようにするべきですが、介護保険制度から外したことで、さらに介護が必要な状態になることが心配されます。

その対策として、地域のボランティアの力を当てにした総合事業の実施ですが、全国で既に取り入れた自治体から聞こえてくるのは、うまく機能していませんとの声です。このような介護保険制度そのものが根底からその意味を失おうとしている現状から、この制度の抜本的な改善が必要でございます。

現在の介護保険を支えている保険料の設定も住民の負担がふえていくばかりであり、負担を抑えていくためにも、町が特別な対策をとる必要があります。介護利用者また事業者にとっても改悪制度の総合事業に反対であり、保険あって介護なしという事態にならないよう、町にも力を入れていただくことが大事であると指摘をして反対討論いたします。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○12番 吉田正昭君

12番 吉田正昭です。

私は賛成の立場から討論させていただきます。

平成27年度から29年度の第6期介護保険事業計画期間の3年目の予算案であります。平成29年度は、予算総額が前年度と比較して約2億2,800万円の増額となっております。介護給付及び地域支援事業に係る一般会計からの繰り入れが約2,800万円、歳出の保険給付費が約1億9,400万円の増額となっており、今後もふえ続けるとの見込みであります。

予算額の増加は、高齢者や要支援、要介護者の増加とともに、できる限り地域で暮らすことや、家族等介護者の負担軽減のためにやむを得ないことと思っておりますが、サービスの適正化、介護予防に努めることで健全な事業運営をされることを要望し賛成します。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第18 議案第15号「平成29年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月13日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。
先に反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第19 議案第16号「平成29年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月13日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に反対討論の発言を許します。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

「平成29年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」に反対する立場で討論をさせていただきます。

75歳以上の高齢者を後期高齢者ということでやっていく差別的な制度であるとして、差別的とは言葉がよくないかもしれませんが、我が党の元議員も言ってきたとおりでございます。

私としても、この制度自体許すわけにもいきません。問題だらけの差別的な制度は速やかに廃止をし、以前の老人保健制度に戻すべきと考えます。その考えに変わりはありませんので反対をさせていただきます。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

私は、「平成29年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」に賛成の立場で討論申し上げます。

後期高齢者医療制度では2年ごとに保険料の見直しを行うことになっており、平成28年度に2年間の保険料率が改定されました。平成29年度は予算総額が前年度と比較して約4,700万円の増額となっています。保険料は約1,800万円の増額。一般会計からの繰入金は約2,400万円の増額。歳出の後期高齢者広域連合納付金約4,600万円の増額になっています。

引き続き、後期高齢者健康診査等による疾病の早期発見、早期治療による医療費上昇の抑

制や、安心して医療が受けられるよう配慮を要望して賛成いたします。

以上です。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第20 議案第17号「平成29年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月13日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に反対討論の発言を許します。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第17号「平成29年度蟹江町水道事業会計予算」に反対の立場から討論をさせていただきます。

蟹江町の水道使用料金は県下でも海部南水に続き高い水道料金でございます。住民から、引き下げてほしい、また、基本料の見直しをしてほしいとの要求が多い水道料金であります。しかし予算では、給水収益においては町も減収としており、住民の皆さんが節水しているのもわかっていると思われまます。県から受水費も500万円の削減をされており、今年度も純利益7,500万円の予算となっており、インフラ整備をなかなか進めていないのが現状だと考えられます。住民から徴収した水道料金で利益を上げ内部留保をため込むのではなく、この内部留保を使って水道料金に還元すべきと考えます。この考えに変わりありませんので、今回のこの「平成29年度蟹江町水道事業会計予算」に反対をさせていただきます。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤 茂です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

水道事業におきましては、近年の水需要の低迷により給水収益の減少が続く中、経営は依然として厳しい状況となっております。このような経営状況にありましても、経費の節減、有収率の向上に努めて、安心・安全な水の安定供給を堅持された予算が編成されております。将来にわたり持続可能で強靱な水道の構築を図られることを期待いたしまして、本案に賛成

いたします。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第21 議案第18号「平成29年度蟹江町下水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月13日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に反対討論の発言を許します。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

私は、「平成29年度蟹江町下水道事業会計予算」に反対の立場から討論をさせていただきます。

今回の議案は特別会計から企業会計に移行する初めての予算であります。そもそも下水道は下水道法に基づき、健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資する事業として公共性が重視されてきたことのはずであります。

法適用を行い企業会計に移行すれば独立採算制が原則となり、企業性が重視され、費用負担のほとんどを下水道使用料として町民から徴収することになります。国が進める下水道の企業会計への移行は、その狙いが一般財源の支出削減と独立採算制の強化にあることは明白であります。使用料は、負担能力に関係なく家族が多ければ重くなってきます。下水道の施設整備及び維持更新に係る費用は長期にわたり多額の投資が必要であり、下水道法に基づく公共性を図るには、負担能力の高い税金、いわゆる一般財源を自治体の裁量によって繰り入れできる特別会計を維持すべきと考え、企業会計方式への移行に反対をし、以上、討論とさせていただきます。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野智見です。

私は、「平成29年度蟹江町下水道事業会計予算」について賛成の立場から討論申し上げます。

今回の本年度予算につきましては、企業会計に切りかわり、日光川下流流域関連公共下水道事業として、下水道整備が早期かつ効率的に事業促進に向けて必要でありますので本案に

賛成いたします。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時40分といたします。

防災建設常任委員会は会議室で開催していただき、組合議会議員の選出をお願いいたします。

(午前10時24分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 高阪康彦君

お手元に、海部地区水防事務組合議会議員の選挙についての規約第6条ただし書きによる議員の名簿が配付してありますのでお願いいたします。

○議長 高阪康彦君

日程第22 発議第1号「無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

飯田雅広君、ご登壇ください。

(3番議員登壇)

○3番 飯田雅広君

それでは、ご提案申し上げます。

発議第1号「無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年3月17日提出。

提出者、蟹江町議会議員、飯田雅広。

賛成者、同、伊藤俊一、同、安藤洋一、同、水野智見、同、奥田信宏、同、松本正美、同、板倉浩幸。

朗読をもって、提案といたします。

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっている。

2014年度に環境庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万箇所のWi-Fi環境の設備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけている。

Wi-Fi環境の設備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望する。

1、鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi環境支援事業を一層拡充すること。

2、日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の設備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。

3、防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣。

以上ご提案申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（3番議員降壇）

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第23 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

精読になっておりました、選挙第3号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」をこの際、日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第24 選挙第3号「海部地区水防事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区水防事務組合同規約第6条による組合議会議員に戸谷裕治君を、ただし書きの規定による議員に神田浩君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました戸谷裕治君、神田 浩君を海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました戸谷裕治君、神田浩君が、海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、海部地区水防事務組合議会議員に当選されました戸谷裕治君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 高阪康彦君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

ここで、閉会の前に、横江町長から任期満了に伴う挨拶の申し出がありましたので許可いたします。

横江町長ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

議長からお許しをいただきました。

大変貴重なお時間をおかりいたしまして、任期満了に伴うご挨拶をさせていただきたいと思っております。

まずは、平成29年度当初予算第1回の定例会におきまして、99億4,000万円一般会計、特別会計を含めまして204億円余の予算を可決いただきました。もとより、骨格予算ということでございますので、皆様方にご説明を差し上げたとおりのいいと思いますが、大変大きな予算でございます。町民の皆様方から預かりました血税を無駄のないようにしっかりと履行してまいりたいというふうに考えてございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、私ごとではございますが、平成17年4月から、第17代町長として任期をいただきました。ここまでいろいろなご議論を議会で議員の皆様方とさせていただき、蟹江町をよりよい方向性に導くために日夜努力をさせていただいております。まだまだ若輩者でございますので、皆様方のご意向には添えない部分があったかもわかりませんが、この平成29年4月で3期の任期を全うすることができました。本当に感謝を申し上げます。

しかしながら、蟹江町といたしましては残る課題がまだまだ山積をしております。昨年の12月に議会で表明をさせていただき、新たなステップに、ステージに挑戦をさせていただ

くべく町長選挙に出馬をする意思を固めさせていただきました。この21日に告示をされます町長選挙に出馬をさせていただくこととさせていただきます。

かつて、議会の議員の皆様方にこの議場で、町長の今までの実績に対して自分では点数を何点ぐらいつけるんだというふうなご意見もいただきました。そのときたしか、70%ぐらいのできではないのかな。もう少ししっかりと皆様方の負託にお応えできるようなふうに努力をさせていただきますということで、3期目のチャレンジをさせていただいたことをこの場所ですっかり記憶をしてございます。

蟹江町は、平成23年から32年まで第4次総合計画の真っただ中であります。折り返し地点を終わらして、最終3年を残す、3年を迎えております。その次の第5次総合計画に向かって新たなステージに向かっていると思っております。そういう意味で、本日、皆様方にいろんなご意見をいただきました。大変大きなお金でございますので、しっかりと無駄のないように、地方自治の本分であります小さな投資で大きな効果を得られるという、この最大の目的に向かって、しっかりと全身全霊、邁進をしてまいりたいというふうに思っております。

本当に、皆様方の今後のご支援、ご鞭撻を心よりお願い申し上げ、満了のご挨拶と御礼とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長降壇)

○議長 高阪康彦君

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成29年第1回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時51分)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

高 阪 康 彦

蟹江町議会副議長

佐 藤 茂

5 番 議 員

水 野 智 見

6 番 議 員

戸 谷 裕 治